

## 国民健康保険（国保）のお知らせ

〒708-8501津山市山北520保険年金課（市役所1階9番窓口）☎32-2071

7・8月は、国保の高齢受給者証や減額認定証の更新月です。送付された受給者証や減額認定証は大切に使用してください。

### 外来・入院時の限度額適用及び食事標準負担額減額認定証の更新

現在、持たれている認定証の有効期限は7月31日(水)です。認定証の更新には申請が必要です。希望する人は忘れず、申請をしてください。

**対象** 次の認定証を持っていて、更新を希望する人

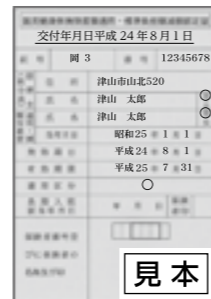
○国民健康保険  
限度額適用認定証  
(薄緑色の証)



○国民健康保険  
標準負担額減額認定証  
(黄土色の証)



○国民健康保険  
限度額適用・  
標準負担額減額認定証  
(黄土色の証)



**更新方法** 8月1日(木)以降に保険年金課または各支所市民生活課で申請する

**持ってくるもの** 印鑑、国民健康保険証

※有効期限が過ぎた認定証は、保険年金課または各支所市民生活課へお返しください（郵送可）

### 国民健康保険高齢受給者証の更新

現在、持たれている受給者証の有効期限は7月31日(水)です。

新しい受給者証は、前年の所得により窓口負担割合（1割または3割）の再判定を行い、7月下旬に送付します。

**対象** 国保に加入している70歳以上の人



### 納入通知書をお送りします

7月中旬に納入通知書を送付します。

納入通知書には、国民健康保険料額と納入方法を記しているのをご確認ください。

また、納付期日内の納付をお願いします。

### 納付は口座振替が安心で便利

保険料の納付を口座振替にすれば、納め忘れの心配がなく、安心で便利です。

**申込方法** 納税課（市役所2階1番窓口）または各支所市民生活課、預貯金のある金融機関・郵便局で申し込む

**持ってくるもの** 通帳、通帳の届け出印

## 国民年金の高齢任意加入制度

〒708-8501津山市山北520保険年金課（市役所1階7番窓口）☎32-2072

国民年金では20歳から60歳までの間で保険料を納めていない期間がある人は、60歳から65歳までの間に国民年金に加入することで老齢基礎年金額を増やすことができます。

この制度は、ご本人の申し出により利用することができます。

**対象** 次のすべてにあてはまる人

- ①国内に住所があり、60歳以上65歳未満
- ②老齢基礎年金の繰り上げ支給を受けていない

③20歳以上60歳未満の年金保険料の納付月数が480月未満

**保険料** 月額15,040円  
(付加保険料400円上乘せ可)

**納付方法** 原則、口座振替

**申込方法** 保険年金課または各支所市民生活課へ申し込む

**持ってくるもの** 年金手帳、通帳、通帳の届け出印



## 後期高齢者医療制度のお知らせ

〒708-8501津山市山北520保険年金課（市役所1階8番窓口）☎32-2073、または各支所市民生活課

### 後期高齢者医療保険料の決定

後期高齢者医療制度の保険料額は、前年の所得によって計算されます。被保険者の皆さんには、7月中に後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付しますので、通知書に記載されている方法で保険料を納めてください。

$$\begin{matrix} \text{1人当たりの保険料 (年額)} \\ \text{最高限度額55万円} \end{matrix} = \begin{matrix} \text{均等割額} \\ \text{45,000円} \end{matrix} + \begin{matrix} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額など - 33万円) × 8.97\%} \end{matrix}$$



### 保険料の納付方法（国民健康保険・後期高齢者医療費保険）

**普通徴収** 市内の各金融機関窓口（郵便局を除く）または口座振替で納めます

**特別徴収** 偶数月に支給される年金から、天引きされます

※特別徴収は、普通徴収（口座振替）に切り替えることができます。保険年金課または各支所市民生活課に申し込みください（切り替えには数カ月が掛かります。手続きは早目をお願いします）

### 普通徴収の納付期限 (国民健康保険・後期高齢者医療保険)

納期	期限
第1期	7月31日(水)
第2期	9月2日(月)
第3期	9月30日(月)
第4期	10月31日(木)
第5期	12月2日(月)
第6期	12月25日(水)
第7期	平成26年1月31日(金)
第8期	2月28日(金)
第9期	3月31日(月)

### 保険料の軽減措置

次の場合、軽減措置が受けられます。

**所得が一定水準以下の人** 所得割額を5割軽減

**世帯所得が一定水準以下の人** 所得に応じて均等割額を2～9割軽減

**会社の健康保険などの被扶養者であった人** 均等割額を9割軽減

## 被保険者証が新しくなります

現在、持たれている被保険者証（薄茶色）の有効期限は、7月31日(水)です。

新しい被保険者証は、前年の所得により窓口負担割合（1割または3割）の再判定を行い、7月下旬に送付します。8月以降、病院にかかる時は、新しい被保険者証（緑色）を使用してください。

有効期限を過ぎた被保険者証は、細かく破り捨てるなど、個人の責任で処分するか、保険年金課または各支所市民生活課の窓口へ返却してください（郵送可）。



## 減額認定証の更新

現在、持たれている後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（ピンク色）の有効期限は、7月31日(水)です。

新しい減額認定証は7月下旬に送付します。

ただし、前年所得を申告していない人がいる世帯は、所得の簡易申告書を提出していただく必要があります。当てはまる人には、6月中旬に通知を行っています。

まだ、所得の簡易申告書を提出していない人は提出してください。

